

令和元年第4回定例会

企画産業常任委員会
会 議 録

期日：令和元年12月9日（月）

場所：大会議室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 令和元年12月9日（月曜日） 午後1時30分 ～ 午後3時09分

会 場 大会議室

出席議員（7人）

3番	三浦常男	6番	秩父博樹	7番	石塚 柏
20番	橋本五郎	24番	大山利吉	25番	鎌田 正
27番	橋村 誠				

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企画部長	福原勝人	情報システム課長	山本 聡
情報システム課主幹	藤井大志	情報システム課副主幹	三浦 透
情報システム課主査	佐藤文昭		
農林部長	福田 浩	農林整備課長	斎藤秋彦
農林整備課主査	新田知幸		
経済産業部長	高橋正人	経済産業部次長兼企業商工課長	小松正美
企業商工課参事	小松江利子	企業商工課主幹	高橋靖弘
観光課長	鈴木正人	観光課参事	山崎兼人

議会事務局職員出席者

副主幹 佐藤和人

審査案件

- 1 議案第128号 大仙市大綱交流サロン条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第134号 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について

- 3 議案第135号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について
 - 4 議案第136号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について
 - 5 議案第137号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について
 - 6 議案第138号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について
 - 7 議案第139号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について
 - 8 議案第140号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について
 - 9 議案第141号 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について
 - 10 議案第142号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について
 - 11 議案第143号 史跡の里交流プラザ「柵の湯」の指定管理者の指定について
 - 12 議案第144号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について
 - 13 議案第150号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）
 - 14 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午後1時30分 開 会

○委員長（大山利吉） 只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

今次定例会の委員会審査の日程につきましては、お手元に配付の日程表にしたがって審査してまいります。補正予算につきましては、課ごとに説明終了後に質疑を行い、討論・表決につきましては、一括で行うことといたします。なお、正確な会議録作成のため発言の際は、挙手の上マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はじめに、企画部長より挨拶があります。福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 議会の人事が変わりまして、1回目の常任委員会ということでございまして、企画部を担当しております福原と申します。この4月から現職に着任しております。何分不慣れな身でございますので、どうか今後ともご指導ご鞭撻、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします企画部関係の議案は、一般会計補正予算1件でございます。詳細はこの後、情報システム課長に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日の委員会審査終了後、委員会協議会の開催もお願いしております。合わせて、本日はどうか、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

それでは議案審査に入ります。

議案第150号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。山本情報システム課長。

○情報システム課長（山本 聡） 情報システム課の山本です。どうか、よろしくお願いいたします。

本日、出席の職員をご紹介します。まずはじめに、情報班班長の藤井大志主幹です。続きまして、三浦透副主幹です。最後に、佐藤文昭主査です。以上、4名で対応いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第150号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」のうち、情報システム課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、補正予算書12月補正②の10ページ上段をご覧ください。

「電子計算管理運営経費」についてであります。

2款1項13目10事業「電子計算管理運営経費」で、538万2千円を追加し、計1億5,298万2千円とするものであります。

詳細につきましては、「主な事業の説明書」には掲載がございませんので、お配りしております追加資料の事業説明書をご覧ください。

項番4に今回の補正内容を記載してございます。

(1)はRPAの導入についてであります。RPAは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語で、パソコン上で行われる業務システムを人に代わって自動化する技術のことです。このRPAの導入により、職員は窓口での相談対応など住民への直接的なサービス提供等の業務に注力することで、「スマート自治体」の実現を目指すものです。また、事業の実施後には導入効果を検証し、今後の適用業務の拡大につなげていきたいと考えております。

導入業務につきましては、固定資産税業務では、圃場整備事業に伴う地番の閉鎖、新設、新規評価情報の入力を行います。保育業務では、保育施設への入所処理に関して、希望者の選考台帳をもとに内定日や内定施設等の情報入力を行います。いずれも一定期

間に作業が集中し、職員が時間外勤務で対応している業務であります。

費用につきましては、ライセンス料が72万6千円、シナリオ作成料が1本35万円の2業務に消費税を加えて77万円となっております。

(2)はWeb会議システムの導入についてであります。Web会議とは遠隔地でもカメラやマイクを使用することで、実際に会っているかのように打ち合わせやミーティングができる会議システムのことです。市役所での活用法としては、市民が支所を訪れた際に担当職員が不在であっても本庁やほかの支所の職員に画面を通じた相談等ができることから住民サービスの向上に寄与するものと考えております。

設置施設と機器につきましては、本庁、南庁舎、健康福祉会館に職員用端末として、タブレット端末を設置いたします。各支所には住民用端末として、スティック型パソコン、ディスプレイ、Webカメラのセットを設置いたします。

費用につきましては、端末等のハードウェアに294万8千円、機器のセットアップ、動作検証に93万8千円となっております。

今後、機器を導入し運用手順等を定めて、来年度当初から利用できるよう調整を行うものです。

以上で情報システム課所管の補正予算についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） RPA、確か今年の3月あたり試験的に何種類かの業務でやってみますよね。その状況をちょっと教えてください。

○委員長（大山利吉） はい、山本課長。

○情報システム課長（山本 聡） 昨年度に実施しました実証実験につきましては、2つの業務で行っております。1つは今回導入予定の固定資産税業務のデータ入力で、現状261時間かかっていた作業が85時間まで短縮されております。削減時間は176時間。削減率は67.5パーセントとなっております。もう1つは市県民税業務のデータ入力で、現状43時間かかっていた作業が32時間に短縮されております。削減時間は11時間。削減率は26.3パーセントということで、あまり芳しくない結果となったことから、こちらの市県民税の業務の方は今回の導入は見合わせております。それで、

2業務あわせますと現状305時間かかる作業が117時間まで短縮されて、削減時間は188時間、削減率は61.6パーセントとなっております。結果として業務によっては高い効果が得られるということは確認できましたので、今回の補正でお願いすることになったものです。

○委員長（大山利吉） はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） よかったです。やった結果、そういうふうなかたちで出てきて。で、まず今回この保育施設等入所処理に関わるシステムとかやるわけですけど、多分この先適用できる業務っていうのまだまだ検討されていくと思うので、その辺もいろいろ想定しながら進めていただきたいと思います。非常に良い取り組みだと思いますので、この後もよろしくお願ひしたいと思います。よかったです、これだけ削減できて。

○委員長（大山利吉） はい、山本課長。

○情報システム課長（山本 聡） 先ほど申しましたとおり、事業によってかなり削減率には差が出てきます。これは各市町村によっても、この差は持っているデータ違うものですから、隣の市で効果あったとしても大仙市ではあまり効果ないものとか、いろいろありますので、その辺業務が作業の内容まで精査して、あまり無駄のないようにというか、効果の高いものから順に入れていきたいと思ってます。今のところ予定としては年間に2業務ずつということで、徐々に増やしていきたいと考えています。

○委員長（大山利吉） はい、秩父委員。

○6番（秩父博樹） 私聞いたところだと、実際やってる自治体とまだやっていない自治体と、多分やってる自治体の方がまだまだ少ないことだっすべった。まだ始まったばかりなので、先進だと筑波とかそっちの方が早いのかなと思うんだっすけど、国の方でこれ、汎用できるようなかたちで出来ないかっていうことで、なんか研究始めたらしい情報あるので、その辺ももしかしたらこのあと情報流れてくるかもしれないので、その辺もいろいろ加味しながら検討していただければと思います。もしかしたら、来年あたりとかまた情報入ってくるかもしれないので、その辺も加味しながらお願ひしたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、山本課長。

○情報システム課長（山本 聡） 国の方から今年度の事業についても特別交付税の措置ありまして、国の方で上げた業務が広く、実際の業務あるんですけども、その業務に該当した部分については、特別交付税の措置があるということで対象となっておりますの

で、まず今後もその辺ですね、国からの情報提供等参考にして活用していきたいと思っています。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） WEB会議システム、出先の職員の方から本庁の会議で、あるいは打ち合わせでちょっと呼ばれると。この時間的ロスというのは相当なものだと言っての方がいらっしゃるわけですね。これがどんどん適正計画で人を減らされると。会議システム、打ち合わせなんかも対応できるようなものはあれば非常にいいなと思ってるわけなんですけど、今回のWEB会議システム入れることによって、まず簡便な打ち合わせなんかは対応できるだとか、副市長と打ち合わせ、7万円の執筆を1時間くらい待たされて打ち合わせ時間かかっているというようなことも解消できるのであれば、大いに活用すべきだと思うんですが、今回の予算だけに留まらず、全庁的な会議システム、WEBシステムをですね、どう考えて、どういう現状になるのか、ちょっと課長から説明お願いできませんかね。

○委員長（大山利吉） はい、山本課長。

○情報システム課長（山本 聡） 石塚委員のおっしゃるとおり、各支所の対象とした会議は頻繁に行われていて、実際に各支所から本庁まで出向いて来られて会議に出ているということは結構あります。それで、今回のWEB会議システムについては、まず1対1のやり取りというところを念頭に置いたシステムです。それで、全体が集まって会議というのはちょっと難しいんですけども、1対1で本庁と支所、あるいは支所と支所同士でのやり取りには、こちらのWEB会議システムは、有効に使われる機能を持っているものと理解しています。それから、このほかにですね、テレビ会議システムというものも導入しております。それは、多地点の会議できますので、例えば災害あった場合の災害対策本部の会議ですとか、そういったものはもう使われてまして、各支所の支所長や各課長は支所にいたまま本庁とテレビ会議で、例えば防災とかは会議はもうやっています。なので、その辺はまだ職員の中でも、こういう時に有効に使えるというところが、まだ認識されていない部分ありますので、その辺もアピールして積極的に使うようにしていきたいと考えてます。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） できるだけ汎用的な、大会議で全部やるというのは、これ事実上不可能でしょうけれども、2対2、2対3というような小規模な会議等にも出来るような

汎用的な会議システムまで進んでいけるように、希望として述べさせていただきたいと
思います。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

これで、企画部に関わる審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開は、揃い次第、再開いた
します。

午後 1 時 4 7 分 休 憩

.....
午後 1 時 4 9 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、福田農林部長から挨拶があります。福田部長。

○農林部長（福田 浩） お時間いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には日ごろから、ご指導、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。
ございます。

まず、秋の鮭の状況でございます。今年、玉川の方が順調にいておまして、玉川
の方で、今日の朝現在で、4, 935尾。丸子川の方が451尾ということで、5, 3
86尾の採捕というふうになっております。この中でも雌の方は、1, 350尾くらい
の雌の割合ではあります。そのような状況で、丸子川の方は、そろそろ終わりでありま
して、12月の14日でウライを撤去ということ、今週末ですね、撤去ということで、
予定としては、玉川の方は、1週間遅い、21日を予定しておりますが、もしかしたら
月末まで延びるかもしれないというふうに、今朝のところ伺っております。いずれ順調
でありますので、放流につきましては、順調にいくものではないかと思っております。
よろしく願い申し上げます。

また、本日の案件であります協和内水面漁業近代化施設及び協和広場等利用施設であ
りますけれども、こちらは貴重な内水の方の養殖施設ということで、やってる方々には
本当に難儀かけているところがございます。ちょっと話は早いのですが、本日の懇親会
には、イワナを、ここの内水面のところから準備させていただいておりますので、あと

それ以外、まだまだありますけれども、また懇親会の席上でご紹介したいなと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

今日、指定管理の施設と、それに伴う債務負担の補正ということで、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

つぎに、議案第134号にはいるわけではありますが、この前、斎藤課長、所管事務調査、ご案内とご説明ありがとうございました。福田部長におかれましては、大変いいご挨拶いただきました。

つぎに、議案第134号、大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。斎藤農林整備課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 議案第134号について、説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書65ページをお願いいたします。

議案第134号、大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

はじめに、公の施設の名称及び所在地であります。大仙市協和内水面漁業近代化施設は「大仙市協和船岡字東兵衛屋敷63番地」に位置しております。また、大仙市協和広場等利用施設は、同じく船岡字東兵衛屋敷地内でございます。

指定管理者となる団体の名称及び所在地であります。名称は「庄内養殖管理組合」で、組合員は協和船岡地区の5名であります。所在地は、大仙市協和船岡字上庄内87番地であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から、令和5年3月31日までの3年間であります。

当団体は、平成24年度から本年度まで指定管理者として、施設の管理を行っております。また、当該施設では、主にイワナ、ヤマメの養殖に取り組んでおりまして、道の駅協和での販売、大曲の花火での秋田県南まるごと物産展や地元のイベント「美山湖フェスティバル」への出荷や協和地域文化祭等において、地域の特産品として販売しております。また、釣り堀としても活用されておりまして、平成30年度は696名ほどの利用者がおりますので、今後もこれらの収入を伸ばしながら、施設の運営に当たることにしております。

以上、議案第134号、大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用

施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。斎藤農林整備課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、農林整備課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3の補正予算書（12月補正②）で説明させていただきます。

資料ナンバー3、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正であります。債務負担行為の追加といたしまして、表の3行目でございますが、先ほど議案第134号でご承認賜りました「大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設指定管理料」として、令和2年度から令和4年度までの3年間の限度額といたしまして、468万1千円の債務負担行為の追加をお願いするものであります。

以上、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）のうち、農林整備課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上

げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） この収支決算書みてらったども、指定管理料157万、30年度はよ払ってるんだどもよ、3年で460万っていえば、120万でいいんだが。

○委員長（大山利吉） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 30年度より若干下がっておりますけれども、1年度当たり。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 指定管理料157万、30年度はやってらね。令和2年から4年まで3年間で460万っていえば下がることだしべ。

○委員長（大山利吉） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 指定が前は5年間の指定だったものですから、平成27年から令和元年度までの5年間指定だったものが、この度3年の指定ということで、地元の申請団体の方から3年の指定ということで申請がありましたので、それは下がっておりますが、年度あたりについても若干下がっております。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 120万、大抵上がるやつだども、下がってるがら大丈夫だがって言ってるやつ。

○委員長（大山利吉） はい、斎藤課長。

○農林整備課長（斎藤秋彦） 平成27年当時から稚魚について、原材料として購入していたものが、その後の孵化放流まで事業としてかかりまして、そのあとですね、孵化放流から出荷まで一連の流れが確立出来てきたものですから、ある程度出荷が伸びてきてるわけなんです。受け入れの方についても、29年度と30年度の対比については、100万ほど増えてますが、29年災害もあったものですから、一概に比べることはできませんけれども、出荷の方は徐々に伸びてきております。その関係もあって下がってきても大丈夫ということですよ。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

これで、農林部に関わる審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開時刻は揃い次第再開したいと思います。どうもご苦勞様でございました。

午後 2 時 0 0 分 休 憩

.....

午後 2 時 0 2 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、高橋経済産業部長から挨拶があります。高橋経済産業部長。

○経済産業部長（高橋正人） 企画産業常任委員会、経済産業部の委員会審査にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

まずもって、11月19日にアルカディア市ヶ谷を会場に開催されました「大仙市首都圏企業懇話会」につきましては、委員の皆様よりご出席のうえご協力をいただき誠にありがとうございました。企業関係者を含め72名の参加のもと、大仙市に進出している株式会社タニタの谷田社長の講演も好評であり、お陰様をもちまして実のある懇話会が開催できたものと思っております。今後も企業誘致をはじめ、情報発信・情報収集に努めてまいりますので、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

さて、予算編成の時期となりましたが、経済産業部においては、今申し上げました企業誘致や地元企業の振興、企業団地の整備、花火産業構想の推進といった重要な業務を進めるにあたり、厳しい状況の中、これまでの検証を踏まえ、効果的な予算編成を心がけてまいります。委員各位におかれましてはご指導ご鞭撻賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

本日は条例案並びに指定管理者の指定について及びそれに係る補正予算について、この後ご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

つぎに、議案第128号、大仙市大綱交流サロン条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。小松企業商工課長。

○企業商工課長（小松正美） 議案第128号、大仙市大綱交流サロン条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の29ページをお願いいたします。

令和2年2月10日開催の「刈和野の大綱引き」に合わせて改修中の大綱交流サロンについて、来年度開館予定の（仮称）大綱交流館（西仙北中央公民館）との混同をさけるため、名称を改めるものであります。

変更後の名称は「大仙市大綱サロン」となります。

施行日は、令和2年2月1日です。

以上で、議案第128号、大仙市大綱交流サロン条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたしました。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第135号、大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。小松企業商工課長。

○企業商工課長（小松正美） 議案第135号、大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の66ページをお願いします。

はじめに、公の施設の名称及び所在地ですが、大曲地域職業訓練センターは、大仙市大曲田町3番1号に位置しております。

指定管理者となる団体の名称は「職業訓練法人大曲仙北職業訓練協会」で、所在地は

「大仙市大曲田町3番1号」です。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

当該施設は、平成4年に職業訓練施設として「独立行政法人 雇用能力開発機構」により設置され、平成23年4月に市が譲渡を受け、その後も引き続き職業訓練施設として運営しているものです。

管理運営については、平成4年の開館以来、認定職業訓練実施団体である「職業訓練法人 大曲仙北職業訓練協会」に委託し、平成24年4月からは、指定管理者となっております。現在、7年目です。

同協会は、国の認定職業訓練実施団体として、長年にわたり職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練校を開き、建築大工、建築板金、塗装の分野で、1,500名を超える技能士補を養成してきました。

また、労働安全衛生法に基づいた特別教育や、市の委託を受けて求職者・在職者スキルアップ講座を行っており、当地域の有能な技能者の養成が図られるとともに、業界並びに地域経済の発展に寄与することが期待できることから、指定管理者とするものでございます。

指定にあたりましては、指定管理者選定委員会の審査を経ており、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

以上で、議案第135号、大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について、説明をいたしました。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第136号、大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定についてから、議案第144号、太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定についての9件を一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木観光課長。

○観光課長（鈴木正人） 議案第136号から議案第144号までの観光課所管施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の67ページからとA3横版の観光課資料を併せてご覧願います。

はじめに、議案第136号、大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定につきましては、大仙市北檜岡字船戸187番地の「道の駅神岡」敷地内に所在する施設で、指定管理者となる団体は、大仙市神宮寺字蓮沼16番地3に所在する、株式会社神岡ふるさと振興公社であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

当団体は、指定管理者として、平成18年度から本年度まで14年間、当施設の指定管理を行っており、今回が4回目の更新となります。

次のページをお願いいたします。

議案第137号、大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定につきましては、大仙市長野字高畑95番地1の「道の駅中仙」敷地内に所在する施設で、指定管理者となる団体は、大仙市北長野字茶畑98番地に所在する、物産中仙株式会社であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

当団体は、指定管理者として、平成18年度から本年度まで14年間、当施設の指定管理を行っており、今回が4回目の更新となります。

次のページをお願いいたします。

議案第138号、八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定につきましては、本年6月の条例改正に伴い、来年4月1日から現行の八乙女温泉さくら荘の建物を廃止、現行の八乙女交流センターの浴場を利用して、日帰り入浴の温泉営業を開始することとしてお

ります。

このため、所在地は、現行の八乙女交流センターが所在する大仙市長野字長野山 8 8 番地となっております。

指定管理者となる団体は、秋田市山王五丁目 1 3 番 3 号に所在するむつみ造園土木株式会社であります。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 3 年間であります。

当団体は、指定管理者として、平成 2 4 年度から本年度まで 8 年間、当施設の指定管理を行っており、今回が 2 回目の更新となります。

次のページをお願いいたします。

議案第 1 3 9 号から議案第 1 4 3 号につきましては、本年 6 月に開催された企画産業常任委員会協議会において御了承をいただきました、市内温泉施設の今後の方向性を検討するための見直し期間として指定管理期間を 1 年間延長するものであります。

はじめに、議案第 1 3 9 号、大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定につきましては、大仙市神宮寺字下川原前開 8 6 番地 1 に所在する温泉宿泊施設の、かみおか温泉（嶽の湯）となります。

指定管理者となる団体は、大仙市神宮寺字蓮沼 1 6 番地 3 に所在する、株式会社神岡ふるさと振興公社であります。

指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの 1 年間であります。

次のページをお願いいたします。

議案第 1 4 0 号、西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定につきましては、大仙市刈和野字山北ノ沢 5 番 4 に所在する温泉宿泊施設であります。

指定管理者となる団体は、東京都文京区千駄木三丁目 5 0 番 1 3 号所在する、新生ビルテクノ株式会社であります。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの 1 年間であります。

次のページをお願いいたします。

議案第 1 4 1 号、協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定につきましては、大仙市協和船岡字庄内 2 1 4 番地に所在する温泉宿泊施設であります。

指定管理者となる団体は、大仙市協和船岡字庄内 2 1 4 番地に所在する、株式会社協和振興開発公社であります。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの 1 年間であります。

次のページをお願いいたします。

議案第142号、大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定につきましては、大仙市南外字松木田44番地2に所在する温泉宿泊施設であります。

指定管理者となる団体は、秋田市保戸野すわ町6番16号に所在する、厚生ビル管理株式会社であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であります。

次のページをお願いいたします。

議案第143号、史跡の里交流プラザ「柵の湯」の指定管理者の指定につきましては、大仙市板見内字一ツ森149番地に所在する、温泉宿泊施設であります。

指定管理者となる団体は、秋田市中通二丁目1番36号に所在する、株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービスであります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であります。

これら温泉施設の指定管理期間の1年間の延長につきましては、現在の指定管理者と同一業者に指定する案となっております。

次のページをお願いいたします。

議案第144号、太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定につきましては、大仙市太田町川口字内ノ沢ほかに所在する太田交流の森、及び大仙市川口大台国有林ほかに所在する太田レクリエーションの森であります。これらは、いずれも大台スキー場敷地内の施設となっております。

指定管理者となる団体は、大仙市花館柳町1番1号に所在する、株式会社大曲スポーツセンターであります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であります。

これらの施設は、大台スキー場の夏場の取り扱いとなりますが、これまで、太田町生活リゾート株式会社がスキー場と一体的に指定管理者として、夏場の草刈り作業等の管理を行っておりました。

この度、同社が解散する見込みとなりましたので、これまで同様に大台スキー場と一体的に管理運営を行うため、新たな指定管理先として、大曲ファミリースキー場での運営実績があり、かつ、鉄道事業法に基づく索道事業において、スキー場のリフト運行に必要な許可条件を満たしている、株式会社大曲スポーツセンターを指定管理者として指定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 今回の12月の委員会審査で、温泉について、指定管理料全体が分かるような資料出してくれということをお願いしましたところ、大変よくわかる資料を出していただきまして、ありがとうございます。

質問したいことはですね、八乙女温泉、それからユメリア、四季の湯、南外ふるさと、これは問題がないと、私自身の中ではですね。ですからこれはいいと。柵の湯、4つの箇所について、質問をさせてください。ちょっと若干時間取るかもしれませんが、委員の皆様からのご理解を、お許しをお願いをしたいと思います。

まず最初に、問題点を整理する意味での質問ですが、さくら荘の指定管理料が令和2年の時になった時、1,902万と650万から、これ内訳があると思うので、1,902万のうち、指定管理料いくらなんですか。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） お手元に配布しております参考資料という資料がございます。

こちらの57ページをご覧ください。こちらの方に公募されました提案書の中で指定管理の一覧というものが載っております。こちらの方のさくら荘の温泉部分に关しまず指定管理料といいますのは、真ん中の列のあたりに令和元年度指定管理料ということで載っております。この一番上のところ、さくら荘の部分で653万1,280円というのがありまして、これは令和元年度のものであります。それに、現在生涯学習課の方で管理しております八乙女交流センター、これ研修施設となりますけれども、そちらのものが1,185万9,200円となっております。これと合わせた額がこれからの指定管理料というふうなことになります。令和2年度以降につきましては、その右側のむつみ造園土木株式会社の、さらに右側のところに数字が載っておりますけれども、これが先ほど、表の中でも示しております1,902万円ということになりますので、お願いいたします。若干、この1,902万円につきましては、指定管理料上がっておりますが、こちらの方は消費税8パーセントから10パーセントに上がっておりますので、そちらの分等を考慮した数値となります。実際のところは、この後、債務負担行為等の議案の中

でも説明いたしますが、実際はこの後、債務負担行為と議案、さらに債務負担が承認された後に指定管理者となる団体の方と協議して、実際の指定管理料を設定することになります。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） さくら荘の説明、大変よくわかりました。今回、温泉の全体に関連するところでお尋ねしたいんですが、第3セクターで物産、他の物を売ったり、スーパー的な道の駅で利益があって、それで温泉の赤字を埋めるというやり方で来てたという考えも説明のひとつあったんですけど、全部の温泉が物産をやっていると温泉の指定管理料払ってないのかというと、協和の四季の湯の方では、確か道の駅で物産の方やるんでなかった。だから、今までの説明と違うんじゃないのかなと、実は現場の幹部職員の方から、中里温泉のことについては、非常に不公平だっていう意見もありました。それで、物産の方やって、利益が上がってたら、それを使って地元の人たちに温泉を、健康面も含めて利益を受けていただく。考え方としてはいいんですけど、全体的にバランスというか、取れているんですかね。協和だけは例外にしたいということがあれば、その理由ですね。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） 先ほどの第3セクターに関します指定管理料金の設定につきまして、ご説明いたします。先ほど石塚委員の方から言われました神岡ふるさと振興公社、並びに協和振興開発公社につきましては、神岡の道の駅と温泉につきましては、嶽の湯の方が若干の赤字ですが、道の駅が黒字分となりまして、会社全体としては黒字となっております。なので、指定管理料はお支払いしてございませんが、協和振興開発公社につきましても基本的な考えは同じであります。ただし、指定管理料が発生しているという理由がありますが、協和につきましては、温泉使用料の方を協和の第3セクターの方からお支払いしていただいています。その入った収入をそのまま指定管理料として戻しているというかたちですので、一旦、協和振興開発公社さんの方から温泉の使用料として納めていただいたものを市が収受してましますけれども、市では指定管理料としてお支払いしてることですので、プラスマイナスゼロということで、指定管理料ゼロというような、同じような感覚でお支払いしておりますので、そういった経理の方法とさせていただきます。神岡等につきましては、温泉使用料ございませんので、その違いとなっておりますというふうになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） ちょっとあまりよく理解できてないので、あれなんですけど、恐らく入ってきた銭子もらってがらなんとがってというだけの話だということだとすれば、会計処理に問題があるだろうから、それやっぱりきちんと整理されたらどうなんですかね。そうじゃなくて、実質なにか過誤な問題あるとすれば、それはその理由だけが委員会に対して、こういうこととございますとおっしゃってもらえればいい。会計処理だけの話。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） 石塚委員が申されたとおり、会計処理の問題でございます。A3版の資料をご覧いただきたいと思いますが、この中の右から2列目の令和元年度の部分と上の方から4番目の四季の湯にかかわる部分を見ていただきたいと思いますが、ここで指定管理料285万1千円となっておりますが、この指定管理料の積算根拠につきましては、先ほど申し上げましたとおり、協和振興開発公社さんの方から、温泉の源泉使用料というふうなことで、この285万1千円を市の方に、温泉源泉使用料を納めていただきます。市の会計では、歳入として収入いたします。支出にあたる部分ですが、そのいただいた金額をそのまま指定管理料というかたちでお戻りするようなかたちになってます。そういったかたちで、こういうふうな会計処理を行われてまして、会社側の方でも、それぞれ温泉使用料を支出して、収入では指定管理料というふうなかたちで、各々支出と収入を会計処理しているというふうなことになっておりますので、実質のところはゼロ円というふうなかたちになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） その点はまずよくわかりました。

あと、別の質問に移ります。

ユメリアについてですが、ユメリアについてはアップダウンが、指定管理料がアップダウンがあまりにも極端なってるね。大きすぎるという。450万からゼロになって、1,800万なって、1,600万なって、今度は1,800万から2,100万なる。なんでこんなに、他のところを見てお分かりだと思うんですけど、そんなに指定管理料ってというのはアップダウンするんですかね。それだけで話してるとあまり時間取っちゃうんで、ともかく令和元年から令和2年、1,600万から1,800万。それからさらに2,100万になる。このあたりのところの概要でいいから、その理由、積算根拠、教えていただけないものでしょうか。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） ユメリアの指定管理料につきましては令和元年度から令和2年度にかかわる部分で、約3百万ほど料金が上昇しておりますが、その件につきましてご説明申し上げます。

ユメリアにつきましては、過去にヒートポンプを利用した省エネ施設の導入を図っております。それによりまして、燃料費を約150万ほど下げることができると、可能であるというふうなことで指定管理料を設定していた経緯がございます。ただ、それを運行しておりましたが、水質で酸が強くて、なかなかその施設が上手く稼動しないというふうなことになっておりました。昨年につきましても、実際は熱交換器に損傷ができて、働いておりません。その燃料代相当といたしまして、上乘せするというふうなものをしております、そのヒートポンプ、本来使っておれば、その灯油代が出ていきませんでした、ヒートポンプが故障してございまして、それが業者等の調査行いましたが、水質の問題であって、それを直すために、それ以上の金銭がかかってしまうというふうなことから、今回ヒートポンプを使わないという燃料の使用料に相当する指定管理料の設定をしたというふうなことでございます。それから消費税のアップ分というふうなことで、こういった金額になっているということでご理解願いたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 柵の湯、これは大変感謝しなきゃいけないと思うんですけども、東北ダイケンさんで指定管理料なしで十何年、14年くらいやっていただいている、市長さんから表彰状差し上げたいくらいなんです、このほぼ似たような温泉施設で、片方では500万くらい、ユメリアでいけばもう、2千万超えちゃう。普通、会社関係で、こんなに極端な違いというのが出てくるのはなかなか理解しがたい。他のまじめにやっている中里温泉、さくら荘、四季の湯、嶽の湯でもそうなんですけれども、こんなに簡単に、物産仙北なんてなくて、赤字補填受けるだとかっていう裏の入り口もないでしょう。なんでこんなに極端に違う秘訣があるんですかね。もしお分かりでしたら。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） 温泉施設の指定管理料につきましては、現在、温泉施設の規模等も含めて見直しを行うというふうなことで、1年間の延長をお願いしております。そのため、基本的には、先ほどのユメリアの指定管理料のような特別な事情がない限り、同額での延長をお願いしております。先ほど石塚委員からご指摘ありました指定管理料

の違いでございますが、指定管理料を算定する場合の方法ですが、市が直営として管理した場合の経費、これを支出としまして、さらに収入につきましては、3年間のそれぞれの施設ごとの実績、収入から支出を差し引いてマイナスになった場合、指定管理料を支払うという計算となっております。そのため、市が直営として管理運営した場合の経費ですが、それぞれの施設の規模や施設の立地条件、それから施設の新しいとか古しいとかの老朽度合いによりまして、いろいろ変わってきますので、そうしたことを勘案して、さらに収入につきましても利用客がいっぱいいるところ、少ないところ、それから利用客の形態によりまして、高齢者ばかり多くてはなかなか高齢者の優遇措置等で収益が上がってこないというふうな部分もございまして、そういったものをすべて勘案して、指定管理料金を設定してございますので、市としては平等に計算されてると認識してございます。ただし、今後1年間かけての見直しの中では、施設の全体的な在り方も含めまして、この指定管理料も含めまして、総体的に勘案していきたいと考えてございますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 今、執行部の方で日常やられている管理の内容、積算ももちろん間違いもないでしょうし、それでいいんですが、先ほど申し上げたとおり、あまりにも違いすぎる。だから、実績主義というようなことであるとすれば、どこかで間違っているかもしれない。そういったことも含めて、柵の湯のダイケンさんの現場の責任者の方とのやり取りも含めてですね、もうちょっと、今回の委員会審査でどうだこうだって結論に影響はさせませんけれども、もうちょっと委員として調査をさせていただきたい。その時には、ぜひ執行部からもご協力をお願いしたいということを申し入れさせていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長（大山利吉） ほかにございせんか。はい、橋本委員。

○20番（橋本五郎） 協和のことですけれども、協和の道の駅、それから四季の湯、結構協和の基金の方から年間何千万の整備費、修理費等出ているんですね。これ、そうすれば我々、本来は使うべきものではないんだよな。協和の基金の中から。やはり、あくまでもこの指定管理料の中さ含まれた修理でもなんでも出していただけないと、莫大なんだよ。かなり大きいんだよ。おそらく1千万以上の、いつも空調どが、なんどがって。1千万以上。それから四季の湯の管理も、いろんな修理費。そのあたりはどう考えておられるのか、お伺ひしたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） 指定管理料の中の修繕費でございますが、1件50万円を超える施設の整備につきましては、指定管理の協定締結に基づくリスク分担という考え方もございまして、50万円に満たない軽微なものにつきましては、指定管理者が修繕を行っていただくと、そちらの経費で修繕を行っていただくというふうなことになってます。反対に50万円を超えるものにつきましては、市が直すというふうなことになるので、大きな修繕については市の方で、一般会計の中で予算措置してやることになってます。先ほど、協和の方の基金が充当されてるというふうな話ですけども、こちらの方は財政課の方にそういったこととお話を通しておきたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、橋本委員。

○20番（橋本五郎） その予算を取るに財政課と掛け合って予算取るでしょ。それは我々の方で財政課の方さ喋ればいってという問題ではないでしょ。根本から違うでしょ。あなたは責任を持って、予算の中の一般、財政がら取らねばねえでしょ、あなたがた。それを我々地域さ、財政さ行って話せばいってという問題ではないでしょ。そこが食い違ってねが。協和で基金に金があるから、普通であれば一般財源でどんどん出してるね、この中でも。我々の方は、基金があるからどんどん基金の中から使えよという、使ってもいいよという、それは矛盾してねが。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） 修理費の予算枠につきましては、当然こちらの方から予算要望、予算要求として上げさせていただいているわけですけども、財源という部分につきましては、「私どもの方から協和の基金を使わせてください。」「ここの部分に協和の基金を充ててください。」というようなかたちでの要望というのは、しておらない状況でございます。そういったことから、今回ご指摘ありました部分については、こちらの方から財政の方に財源の部分の確認、一般予算でというふうなところを、もう1度確認をさせていただきたいと思いますが、このようなご指摘があったということを申し述べながら、今1度財政と確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（大山利吉） はい、橋本委員。

○20番（橋本五郎） それは財政の方だがら、我々の方では関係ございませんと。予算はおらほでこう、計上してやってるがら、よこすのは財政の方だということの話と、まったく違うのよな。基金があるから端的に言えば、どんどん額が大きいよ、年間に道

の駅だって1千万以上だよ。それから四季の湯も。ある程度やはり地域のことだからと、我々も地域のことでもなぐはつむってるんですけれども、こうなればほら、やっぱりあるどこから、基金のあるどこから使われる、一般財源として使うべきものであるならば、そちらの方から私はやっていただきたいということなんだよな。そこはもう1度検討してみてください。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） 今申されたことを、まだ予算は要求の段階でございますので、新年度予算については、その財源の部分について、あらためて財政の方と確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 課長、なんだが、あなたとこぼりいじめるんたくて、誠に申し訳ねども、あなたの答弁もなかなか苦しい答弁してるようだども、例えば、簡単に言う。例えば、ユメリアの件だけれども、そのヒートポンプ云々どがよ、酸が強くて使われねどが、こうだどがって、業者が最初からヒートポンプ使えるという前提の中でこういった設計して、そして予算措置して、やってることだべ。簡単によ、業者がら言われたがら、あど駄目だがら、こっちがらまだ金ださねばできねどが、つぎ込むどがって、それなおがしね。どごの業者がそういったこと言ってるんだって。それはおがしど思うんだ、俺。やっぱり、業者が設計して、ヒートポンプは使えるんだよと、年間百万でも2百万でも燃料費浮けるんだよという前提の中で、これやってきたことだっしべ。なして、使われねくなるって、急に。ヒートポンプぶっ壊れるって、そなたに、5年10年でぶっ壊れるんた、やっぱり業者にある程度補償どがなんかしてもらわねばできねで。なんでもかんでも業者の言うこと聞いて、あるいは指定管理者の言うこと聞いて、「はい、これもぶっ壊れました。」「これもこうだ。」「はい、それじゃこっちから金を出します。」って、そういったザマなやめればいいって、あど。なんも協議もする必要ね。簡単に言えば、やめればいい。こなたに、2千万もよ、さきたの柏議員でねども、こなたにこなたにつぎ込んでよ、福祉の向上、俺地元だがら言われれば俺確実に俺が悪者なっちゃうども、1年といわねで考えた方がいい、これなば。これ、何回も言ってきたことだっしべ。委員会でも言ってきたし、前回の決算委員会でも言われてきた、これ。ユメリアばりだね、温泉施設そのもの。こなたに言われて、また1年延ばして、またこれさ300万も400万もつぎ込んでよ、いいのがっていうこと。して、来年の予算は、財源がないど

がって、他の、正直言って、側溝の蓋1枚入れるにしんなんぎしてるで、これ。こういったものさばりつぎ込んでよ、なんとなるおんだって、これ。こんたに金いれねねば、やめねばできね時代さ入ったんでね。1年なんてな、猶予ねっしよ、これ。それから、ヒートポンプぶっ壊れたどがって言ったっけども、なして業者にもう少し強くいわれねがということ、その背景には、例えばユメリアもあるっしよ、地元では強首温泉もある、温泉郷、今たった一つ、樅峰苑もある、離れて自前でやってるんだども、皆さん四苦八苦して、もう参ったかがるだけ、民間の温泉はやってるっしよ。なして、こういったやつだけ優遇しねばできねって。本当にこれ不思議でならねんだよな。昔の町会議員の時代から喋ってきたども、やっぱり地元の業者を潰して、自分たちで、これだけ全部税金をつぎ込んでやってきて、またこれさ何百万ってつぎ込むって、いかなものかだしよ、これ。今、2年の予算だから、あれだけれども、こういったごとして、市民の人たち喜ぶものだったか、これ。風呂に入ってる人たちは、喜んでるがもしれね。一般の、ユメリアさ、入ってね人たちはほとんど、なしてこんたにつぎ込まねばできねって、すこぶる不満だっしよ。やっぱり1年どいわねで、半年どがなんかで結論出していかなければ、絶対できない温泉施設だと思うっしな。もう少し緊張感持って、やっていかなければ1年優遇して、延ばして、これで最後にやめだったって、せば今までつぎ込んだ300万も400万する金が全部無駄な金になるんでね。そういったご考えたことねもんだしか、あなたがたは。課長、あんたどご、いじめてるわけでねどもよ。あなた一人で決めてるわけでもないし、市全体の問題だと思うんだけれども、本当にこの指定管理制度って、相当金食い込むシステムだと思って、本当に残念だと思ってるっしな。もっともっとスピード感持ってやっていかなければ、結論出していかなければ出来ない事業なもんでねっしか。なんと思ってるっしか。

○委員長（大山利吉） ただいまの鎌田委員の質問でありますけれども、課長、部長の立場を超えて答弁しなければならぬこともあろうかと思いますが、現段階でお答えできる部分だけでも、一つご答弁願います。はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） 温泉施設の在り方につきましては、前々から猶予ないものというふうに認識はしてございます。そういった中で、やはり基本的には温泉施設を継続したい、その考えは今も変わらないつもりであります。その中で、例えばマイナスになる部分、削ぎ落とせる部分がないかどうか、そこを今見てるところでありまして、それを削ぎ落とした段階での経営状況なりを見て継続していきたいという考えであります

ので、その姿勢にはちょっと変わらずにやっていきたいというふうに考えております。例えば、宿泊施設やればやるほど赤字になるとなればそれはやめなくちゃならないと思っておりますし、食事の方がやればやるほどマイナスなるという部分であればそれはそれで削ぎ落としていく部分にはなろうかと思いますが、いわゆる温泉そのもの、風呂そのものの部分については、やはり次のために残していきたいという考えで進めていかせていただきたいと考えています。どうかそこはご理解いただきたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 地域住民からすれば大変すばらしい答弁で有難いと思ってるんだけど、こんなにこんなに金かげでっしょ、例えばこのユメリア地元だから、ほかの地域のことはいえねがら、2千万も金かげで、指定管理者ということでやってるんだけど、もしだったら、本当に温泉だら温泉施設だけにすれば、これ半分どが3分の1でできるなでねっしか。俺は素人だから、鉛筆もなめってねがら、数字も出せないけれども、もっともっとスリムにしていかなければ、単に2千万もかけてよ、地域の人口約7千なんぼだがしかいねはずだがら、2千万を7千人で割ればなんぼだ、一人。約3万弱になるんだけど、そんけ負担かかっていることだし、一人当たり。せば、全市民の考え方でいけば、8万人さ3千円っていえば、2億4千万もかけねばできねごどだし。もっともっと別の方でできるんでね。地域の、例えば福祉どがなんかの関係みでも、温泉がすべてではないと思うっしょ。これからそうして、ぶっ壊れるもの、補償なればいいんだども、設備は壊れる、温泉も枯渇する。当然これ建物さ、外壁、全部金かかる。まだまだ金のかがる話だから、やっぱり、このあたりでよ、ちょっとスピード上げで、1年どいわねで、半年でもいいがら考えて結論出すべきだと、私はそう思っている。今、ここまで来たがらよ、すぐ明日にやめれということはできねけれども、もう少しよ、協和では偶々金あるっていえば、それまでだども、それだって人の金勝手に使ってよ、大した素晴らしいなと思って、さっきがら協和の道の駅もゼロだし、四季の湯もたかが知れるがら大したもんだと思って、俺は思ってきただども、中身見ればそういった話だから、これ大変な話しなもんでねっしがな。やっぱりしたがら、担当者として、大変厳しく言ってるごどだども、市全体でもう少しスピードアップして、結論を出すべき。早めに結論を出すべきだ。お願いします。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） この後の細かい部分の精査して、やめるべき部分、やれば

プラスなる部分というようなところをしっかりと出して、早めに皆さんの方にそこら辺を、こういうかたちで進めていきたいということを早めに出せるように頑張ってもらいますので、どうかご指導お願いいたします。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 他に質疑がないようでございますので、今後の部長の裁断をご期待申し上げながら、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本9件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本9件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） つぎに、議案第150号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

はじめに、企業商工課所管分について、説明を求めます。小松企業商工課長。

○企業商工課長（小松正美） 議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）の企業将校課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3、12月補正②の5ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正ですが、4行目となります。

先程、議案第135号で説明しました「大曲地域職業訓練センター指定管理料」として、令和2年度から令和6年度までの5年間で、限度額3,709万2千円の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

なお、参考資料の11ページにありますとおり、単年度では、741万8,400円を予定しております。

以上で、議案第150号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）についての説明をいたしました。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） つぎに、観光課所管分について、説明を求めます。鈴木観光課長。

○観光課長（鈴木正人） 議案第150号、令和元年大仙市一般会計補正予算（第8号）の内、観光課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正（追加）についてであります。先ほどご説明いたしました、議案第136号から議案第144号までの指定管理の指定のうち、指定管理料が発生する施設につきまして、債務負担行為の補正をお願いするものであります。

はじめに、下から3段目の大仙市中仙地域農業総合管理施設指定管理料をご覧願います。こちらは、道の駅中仙に関する内容となりますが、期間が、令和2年度から令和6年度までの5カ年で、限度額が6,428万4千円であります。

つぎに、西仙北ぬく森温泉ユメリア指定管理料につきましては、期間が、令和2年度で、限度額が2,176万4千円であります。

つぎに、協和温泉（四季の湯）指定管理料につきましては、期間が、令和2年度で、限度額が285万2千円であります。

つぎのページをお願いいたします。

つぎに、大仙市南外ふるさと館指定管理料につきましては、期間が、令和2年度で、限度額が1,491万3千円であります。

つぎに、太田交流の森及び太田レクリエーションの森指定管理料につきましては、期間が、令和2年度で、限度額が381万4千円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。はい、橋本委員。

○20番（橋本五郎） 小松さん、大体何人くらいの受講者いるもんだ。

○委員長（大山利吉） はい、小松課長。

○企業商工課長（小松正美） この職業訓練センターは、大体年間3万人くらいの人が入りしてございまして、受講に関しましては、市で行ってます求職者、それからスキルアップ事業ということで、その件に関しましては、年間大体170人から190人が受講しております。そのほか、いろいろな職業訓練関係の教室というか、講習もありますの

で、大体それらは、1年生と2年生ってありまして、大体50人くらい、年間ですと前よりはかなり減ってきてはいるんですが、その段階で、建築大工、それから建築塗装関係の方で、大体1,591人の実績となっております。

○委員長（大山利吉） はい、橋本委員。

○20番（橋本五郎） そうすれば受講料なんぼがもらってるもんだ。

○委員長（大山利吉） はい、小松課長。

○企業商工課長（小松正美） 受講料もっております。参考資料の方に、この訓練協会の決算書がございます。受講料は、生徒本人もありますし、それから会社の方から分担、出している会社の方からも分担で出ていますので、それらがいろいろなこの訓練協会の決算の中に入っておりますので、どうぞご覧ください。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

これで、経済産業部に関わる審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。3時10分まで休憩いたします。

午後3時00分 休 憩

.....
午後3時08分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第150号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第8号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

○委員長（大山利吉） つぎに、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件についてをお諮りいたします。

お手元に配付いたしました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長（大山利吉） これを持ちまして、企画産業常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午後 3 時 0 9 分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

企画産業常任委員会委員長 大 山 利 吉